

報道関係者 各位

令和3年6月18日
【照会先】
秋田労働局賃金室
室長 鷺谷 英樹
賃金指導官 佐藤 博幸
(電話) 018 (883) 4266 (内線 331)

秋田地方最低賃金審議会（令和3年度第1回）の開催について

秋田労働局（局長 甲斐 三照）は、秋田地方最低賃金審議会運営規程第2条に基づき本年度第1回目の秋田地方最低賃金審議会を下記の日時に開催します。

今回の審議会では、秋田県最低賃金の改正決定の諮問などを予定しています。

記

- 1 日時 令和3年6月30日（水）午後4時00分から
- 2 場所 秋田合同庁舎5階第1会議室（秋田市山王7丁目1番3号）
- 3 議題
 - (1) 会長及び会長代理の選出等について
 - (2) 令和3年度秋田県最低賃金の改正決定の諮問について
 - (3) 令和3年度審議方針について
 - (4) 令和3年度審議日程について
 - (5) その他
- 4 傍聴等申込要領及び注意事項
 - (1) 傍聴を希望する報道関係者は、住所、氏名、電話番号、FAX番号及び所属を御記入の上、FAXにて下記の宛先までお申し込みください。
(FAX番号 018-864-6370 締め切り：令和3年6月28日（月）12時必着)
 - (2) 会場の収容人数に限りがありますので、希望者多数の場合には抽選とさせていただきます。抽選の結果、傍聴できない方に対しましては、個別に御連絡させていただきます。（傍聴可能な方については、特段御連絡いたしません。）
 - (3) カメラ撮りは冒頭のみとさせていただきます。
 - (4) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、以下の事項についてご協力願

います。

- ・当日は手洗い、マスク着用、咳エチケット等の一般感染対策の徹底にご協力をお願いいたします。
- ・会議室入口に消毒液を設置しますので、手指の消毒にご利用ください。
- ・発熱等の症状が見られる方、感染者と濃厚接触した方は傍聴をお控えください。